

第4章 計画の内容(各サービスの見込み量等)

案

Ⅰ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の概要

(1) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等について

障害福祉サービス等は、障害者総合支援法に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病などによって日常生活に制限が生じ、介護や就労支援を必要とする人を主な支援対象として支給されるサービスです。

障害福祉サービス等は、「介護給付」と「訓練等給付」から成る「指定障害福祉サービス」と、「相談支援」及び「地域生活支援事業」で構成されています。

また、障害児通所支援等は、児童福祉法に基づき、障がいのある児童や発達に心配がある児童を主な支援対象として支給されるサービスで、療育の提供や相談などの支援を行います。

支援対象者は、必要に応じて利用したいサービスを選び、市に支給の申請を行います。申請が認められ、必要な障害支援区分が認定されると、それに基づきサービスの支給量が決定されます。支給決定後、利用者は事業者と契約を結び、サービスの利用を開始することができます。

サービスの大枠の概要は以下のとおりです。

① 指定障害福祉サービス

指定障害福祉サービスは、その性質によって上記の 2 区分に分けられますが、提供の形態によっては「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」及び「居住系サービス」の 3 つに大別されます。

訪問系サービスは、介護給付のうち、ホームヘルパーが自宅等を訪問するなどして提供されるサービスです。自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う「居宅介護」や、視覚障がいのため移動に著しい困難を有する人に必要な情報提供や移動の援護等を行う「同行援護」などがあります。

日中活動系サービスは、施設等で昼間に提供されるサービスです。このうち介護給付としては、介護とともに創作的活動や生産活動の機会を提供する「生活介護」などがあります。また、訓練等給付としては、自立した生活に向けて一定期間身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行う「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」や、一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供する「就労継続支援（A型・B型）」などがあります。

居住系サービスは、施設等で夜間に提供されるサービスです。共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行う「共同生活援助（グループホーム）」などがあります。

② 相談支援

相談支援は、障害福祉サービス等の支給申請に当たり必要となる「サービス等利用計画案」の作成や支給決定後の事業者との連絡調整等を行う「計画相談支援」及び地域生活への移行や定着を支援する「地域移行支援」、「地域定着支援」を行います。

③ 地域生活支援事業

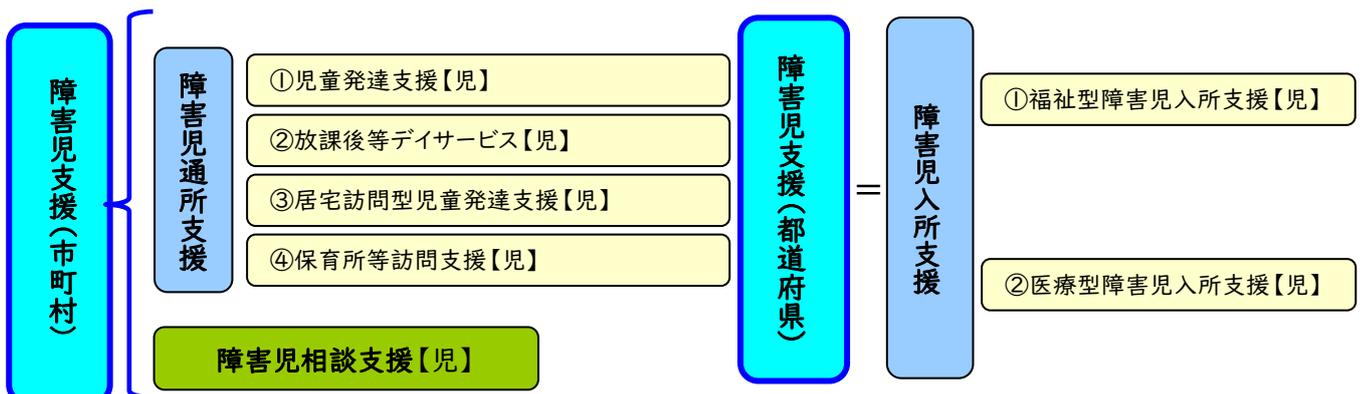
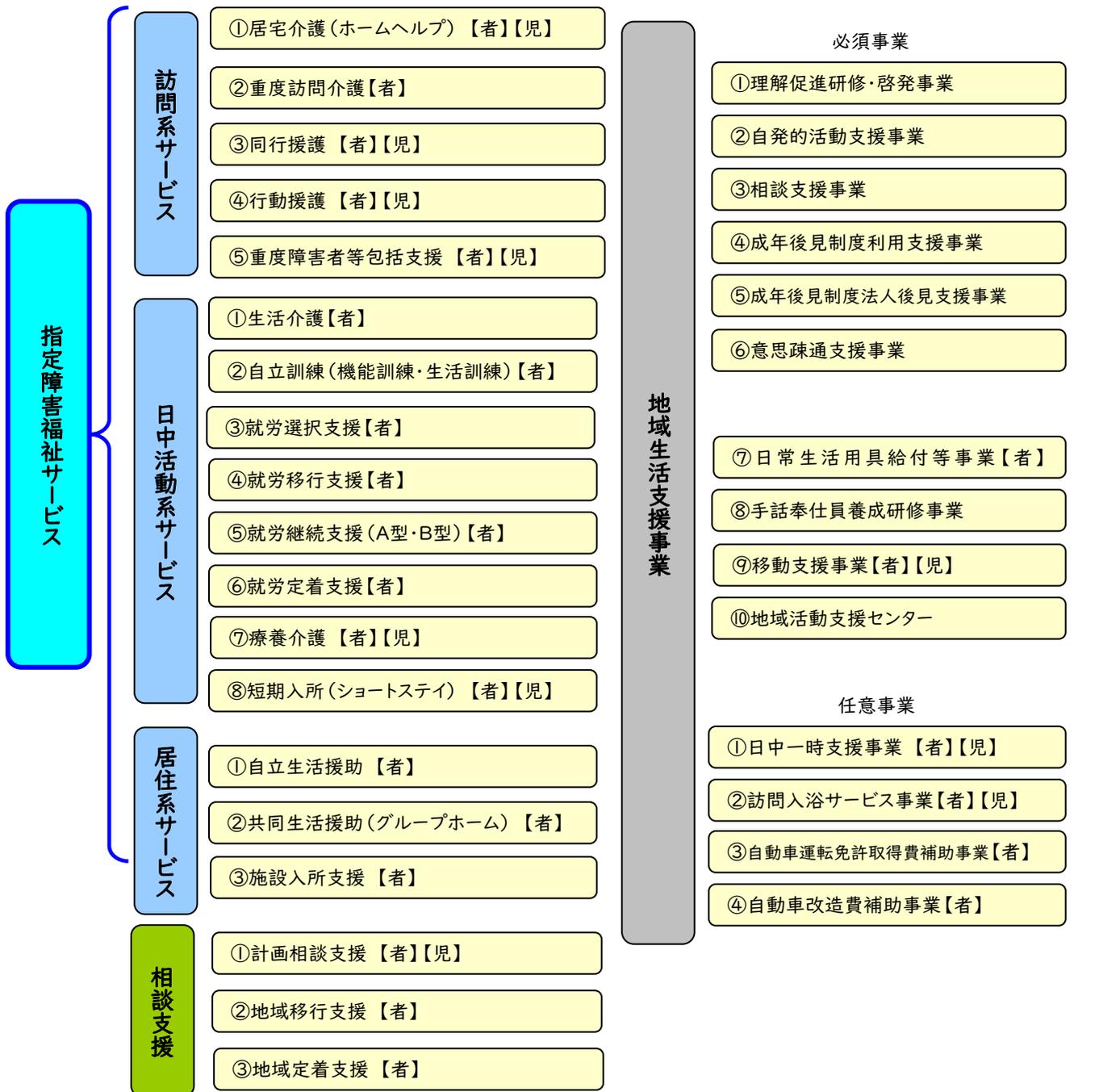
地域生活支援事業は、市町村が主体となり、利用量などの具体的な内容を利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスです。必須事業と任意事業に分かれており、必須事業としては、聴覚その他の障がいのため意思疎通に支障がある人に手話通訳・要約筆記者の派遣等を行う「意思疎通支援」や、屋外での移動が困難な障がいのある人の外出を支援する「移動支援」などがあります。また、任意事業としては、本市では、家族の就労支援や一時的な休息等のため、日中活動の場の提供等を行う「日中一時支援事業」等を展開しています。

④ 障害児通所支援等

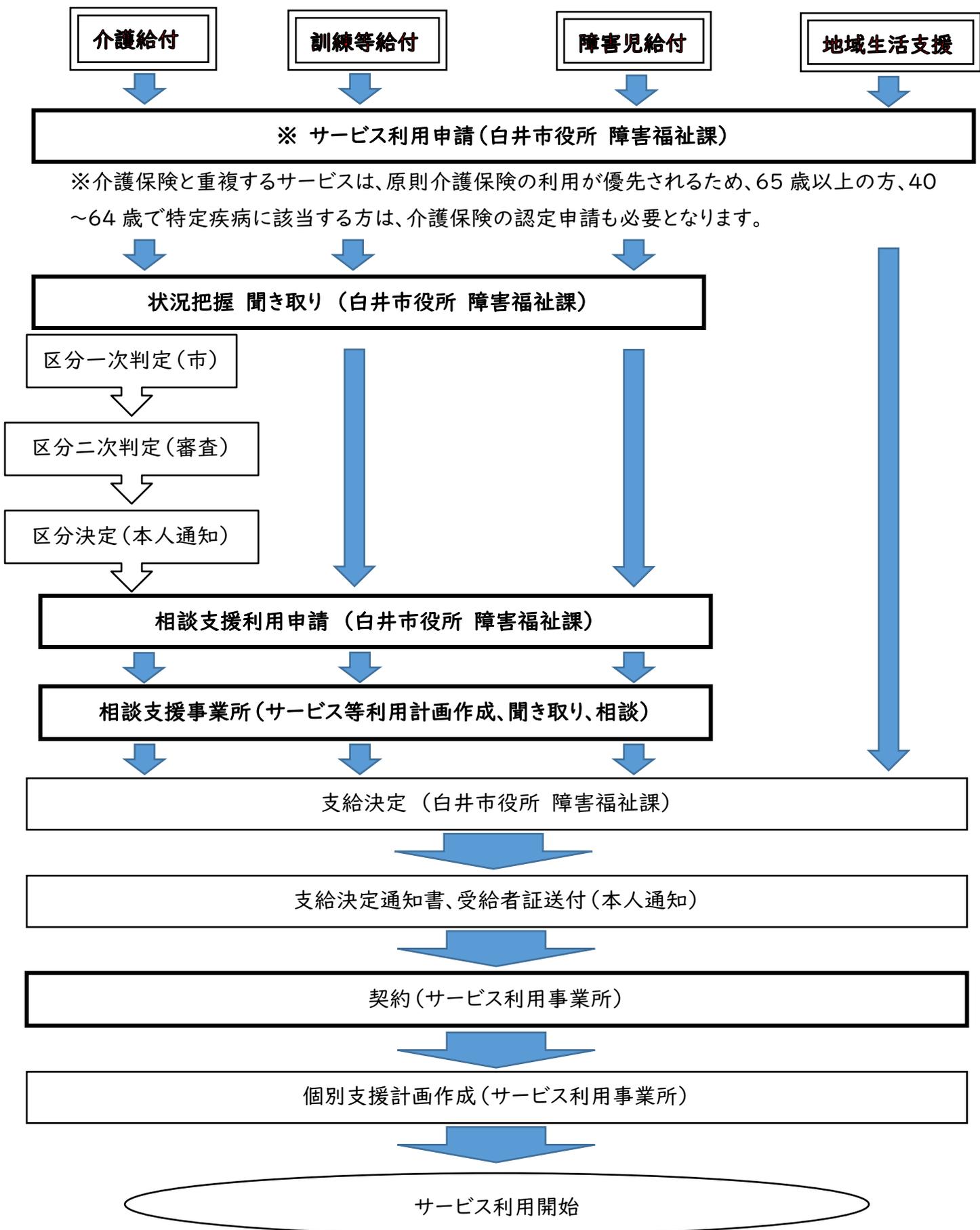
障害児通所支援等は、障がいのある児童を対象としており、通所利用で児童に療育の場を提供する「児童発達支援」や、学校に就学している障がいのある児童の放課後や夏休み等に生活能力向上のための訓練等を提供する「放課後等デイサービス」などの市町村が実施主体となっている「障害児通所支援」、障がいのある児童の心身の状況や環境、障がいのある児童または保護者の意向などを踏まえて、障害児支援利用計画の作成等を行う「障害児相談支援」、保育所等通い先の施設等を専門員が訪問し、障がいのある児童及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行う「保育所等訪問支援」があり、そのほかに、都道府県が実施主体となっている「障害児入所支援」があります。

■障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系

※【者】は「障がい者」、【児】は「障がい児」が利用できるサービスです。



障害福祉サービス開始までの流れ



2 指定障害福祉サービス・相談支援の見込み

本節では、活動指標のうち、指定障害福祉サービス及び相談支援の必要量の見込みと、その見込み量を確保するための方策等を示します。

区分	サービスの種類	サービスの内容
訪問系サービス	居宅介護	自宅で、入浴や排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴や排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。
	同行援護	重度視覚障がい者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護を行うサービスです。
	行動援護	知的、精神障がい者（児）で自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がきわめて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うものです。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。
	自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
	就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援するサービスです。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。利用者との雇用契約を結ぶ「A型」と、雇用契約を結ばない「B型」があります。
	就労定着支援	就労に伴う環境の変化による生活面の課題に対応するため、一般就労している人に対して必要な連絡調整やアドバイスなどの支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。	

区分	サービスの種類	サービスの内容
居住系サービス	自立生活援助	一人暮らしを希望する人に対して、定期的な訪問等を行って生活状況を確認し、必要な助言や、医療機関等との連絡調整等を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談に加えて、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行うサービスです。
	施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障害のある人のサービス利用計画を作成し、支援を行うサービスです。
	地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設入所者や病院に入院している精神障がい者を対象として、地域生活に移行するための相談や支援を行うサービスです。
	地域相談支援 (地域定着支援)	施設や病院から地域移行した人、単身であったり家族の状況等により支援が必要な人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行うサービスです。

(1) 訪問系サービス

前計画の実績と本計画の見込み

サービスの種類	区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
居宅介護	合計時間数 (時間/月)	499	561	588	594	666	746
	人数 (人/月)	37	41	46	52	58	65
重度訪問 介護	合計時間数 (時間/月)	1,511	1,504	1,467	1,772	1,808	1,844
	人数 (人/月)	2	3	3	3	3	4
同行援護	合計時間数 (時間/月)	50	79	93	81	81	81
	人数 (人/月)	6	6	7	7	7	7
行動援護	合計時間数 (時間/月)	419	421	486	571	571	571
	人数 (人/月)	19	21	22	22	22	22
重度障害 者等包括 支援	合計時間数 (時間/月)	0	0	60	90	90	90
	人数 (人/月)	0	0	2	3	3	3

【見込み量確保のための方策等】

施設や病院から地域生活への移行を推進していく上で、今後、訪問系サービスの果たす役割は、ますます大きくなることが予想されます。

市内でサービスを提供する事業者について情報の把握と利用者への提供に努めます。

障がいのある人とその家族が安心して暮らせるよう福祉サービスを継続して実施するとともに、さらなる充実等に取り組みます。

なかでも、「居宅介護」「重度訪問介護」については、これまでの利用の推移や介護者の高齢化等により、ニーズが高まると見込まれます。一方で、障害福祉サービス分野における介護人材の不足が課題となっていることから、介護人材確保のための支援に取り組みます。

(2) 日中活動系サービス

前計画の実績と本計画の見込み

サービスの種類	区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
生活介護	合計日数 (人日/月)	1,689	1,691	1,700	1,812	1,885	1,960
	人数 (人/月)	86	86	88	92	95	99
自立訓練 (機能訓練)	合計日数 (人日/月)	13	7	6	6	6	6
	人数 (人/月)	1	1	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	合計日数 (人日/月)	57	56	66	67	67	67
	人数 (人/月)	7	4	5	6	6	6
うち精神 障がい者	合計日数 (人日/月)	—	—	30	30	30	30
	人数 (人/月)	—	—	2	2	2	2
就労選択 支援	合計日数 (人日/月)	—	—	—	調整中		
	人数 (人/月)	—	—	—			
就労移行 支援	合計日数 (人日/月)	601	524	561	616	684	759
	人数 (人/月)	37	36	36	40	44	49
就労継続 支援 (A型)	合計日数 (人日/月)	515	564	651	749	884	1,043
	人数 (人/月)	25	28	33	39	46	54
就労継続 支援 (B型)	合計日数 (人日/月)	1,168	1,294	1,395	1,595	1,771	1,965
	人数 (人/月)	74	82	93	103	115	127
就労定着 支援	人数 (人/月)	6	16	16	22	30	41
療養介護	人数 (人/月)	2	2	2	2	2	2

サービスの種類	区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
短期入所 (福祉型)	合計日数 (人日/月)	86	160	150	184	219	260
	人数(人/月)	7	10	16	19	23	27
短期入所 (医療型)	合計日数 (人日/月)	0	4	4	4	4	4
	人数(人/月)	0	1	1	1	1	1

【見込み量確保のための方策等】

日中活動系サービスは、障がいのある方の特性や利用者の希望によって、昼間の活動を支援するサービスであり、全体的に増加傾向で推移しています。特に、「生活介護」「就労継続支援(A型・B型)」については、今後も、特別支援学校の卒業生の進路先として需要が見込まれます。また、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間必要な訓練を行う「就労移行支援」や、一般就労している人に必要な連絡調整やアドバイスを行う「就労定着支援」についても、これまでの利用実績や、障がい者の法定雇用率の上昇などの社会背景から、ニーズが高まると見込まれます。

引き続き、サービス提供事業者について、情報の把握と利用者への提供に努め、必要なサービス量の確保に努めるとともに、障がいのある方が必要とする日中活動系サービスの充実を図ります。

なかでも、「生活介護」「短期入所」については、市内事業所の定員の充足状況を随時把握したうえで、不足が生じている場合には、新たな事業所の参入を促進します。「就労移行支援」「就労継続支援(A型・B型)」については、障がい者のニーズに応えられるよう、多様なプログラムや生産活動が市内に整えられていることが重要であり、市内への参入促進にあたっては、この点を重視します。

(3) 居住系サービス

前計画の実績と本計画の見込み

サービスの種類	区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
自立生活 援助	人数 (人/月)	8	3	2	2	2	2
	うち 精神障がい者 (人/月)	—	—	2	2	2	2
共同生活援助	人数 (人/月)	51	52	60	68	77	87
	うち 精神障がい者 (人/月)	23	26	27	30	35	39
	うち 重度障がい者 (人/月)	—	—	14	15	17	19

サービスの種類	区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
施設入所支援	人数(人/ 月)	26	24	24	23	23	22

【見込み量確保のための方策等】

「共同生活援助(グループホーム)」は、地域生活への移行や介護者の高齢化などにより、緩やかであるものの、増加することが見込まれます。

今後は、家族の高齢化に伴う「親なき後」の課題に対応するため、継続的に、地域における居住の場を確保していく必要があります。また、重度障がい者に対応する、日中サービス支援型のグループホームなどの市内参入を促進し、居住の場の確保に努めます。

「施設入所支援」は、真に入所が必要な、重度の障がいのある人について、広域的な枠組みで提供事業者との連携を図り、必要なサービス量を確保します。

(4) 相談支援

前計画の実績と本計画の見込み

サービスの種類	区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
計画相談支援	人数 (人/月)	76	78	83	96	112	130
地域相談支援 (地域移行支援)	人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
うち精神障 がい者	人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
地域相談支援 (地域定着支援)	人数 (人/月)	0	0	0	0	1	1
うち精神障 がい者	人数 (人/月)	0	0	0	0	1	1

【見込み量確保のための方策等】

計画相談支援について、市内の相談支援事業所数は増加傾向にあり、セルフプランの解消が進んでいますが、量的に十分に充足しているとは言えない状況であり、事業所数の増、又は事業所に所属する相談支援専門員の増によって、計画相談支援の提供体制を確保していく必要があります。事業所への働きかけを行うと共に、地域自立支援協議会や、市の相談支援体制の充実により、相談支援専門員の人材育成に取り組み、業務を後方支援する体制を整えていきます。

地域移行支援、地域定着支援については、地域生活支援拠点等や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築など、障がい者の地域支援体制づくりの協議とあわせて、ニーズ把握につとめ、制度の利用促進を図ります。

3 障がい児通所支援等の見込み

本節では、活動指標のうち、障がい児通所支援等の必要量の見込みと、その見込み量を確保するための方策等を示します。

区分	サービスの種類	サービスの内容
障がい児通所支援	児童発達支援	就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
	放課後等デイサービス	授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
	居宅訪問型児童発達支援	自宅に訪問して、重度の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問して、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための支援を行うサービスです。
相談支援	障がい児相談支援	障がい児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した「障がい児支援利用計画」を作成するサービスです。

(1) 障害児通所支援

前計画の実績と本計画の見込み

サービスの種類	区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
児童発達支援	合計日数 (人日/月)	749	837	744	826	917	1,018
	人数(人/月)	114	109	105	116	129	143
放課後等 デイサー ビス	合計日数 (人日/月)	1,444	1,742	1,886	2,090	2,299	2,529
	人数(人/月)	148	163	189	208	229	252
居宅訪問 型児童発 達支援	合計日数 (人日/月)	0	0	0	4	4	4
	人数(人/月)	0	0	0	1	1	1
保育所等 訪問支援	合計日数 (人日/月)	—	4	4	8	8	8
	人数(人/月)	—	4	4	8	8	8

【見込み量確保のための方策等】

児童発達支援、放課後等デイサービスの利用日数は、発達に支援を要する児童の増加や、1人あたりの利用日数の増加などから、ニーズが高まっていくものと見込まれます。

今後も、適宜、必要量の把握に努め、民間事業所や関係機関と連携を図って、必要量の確保に努めます。

なかでも、「放課後等デイサービス」については、利用ニーズの増加に対して、市内の事業所数に不足が生じると見込まれることから、市内への参入を促進していきます。

「保育所等訪問支援」については、保育所等における集団生活への適応を行う支援であり、インクルーシブ保育・教育の推進により、ニーズが高まると見込まれます。令和4年度から本事業を実施しているこども発達センターを中心として、必要なニーズに答えられるよう、提供体制を整えます。

(2) 障害児相談支援

前計画の実績と本計画の見込み

サービスの種類	区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
障がい児 相談支援	人数(人/月)	59	78	82	86	90	95

【見込み量確保のための方策等】

障害児相談支援の事業所の増加により、セルフプランの解消が進んでいますが、利用者数の推移から、必要量も増加すると見込まれます。民間事業者や関係機関と連携をしながら、体制整

備に引き続き努めてまいります。

具体的には、事業所数の増、又は事業所に所属する相談支援専門員の増によって、障害児相談支援の提供体制を確保していく必要があり、事業所への働きかけを行うと共に、地域自立支援協議会や、市の相談支援体制の充実により、相談支援専門員の人材育成に取り組み、業務を後方支援する体制を整えていきます。

(3) 子ども・子育て支援等における障がい児受け入れ

前計画の実績と本計画の見込み

事業名	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
① 保育所	45	50	51	53	54	56
② 認定こども園	2	2	11	11	11	11
③ 幼稚園	53	62	65	66	67	67
④ 放課後健全育成事業	30	34	36	37	39	41
⑤ 事業所内保育	0	0	0	0	0	0
⑥ その他 (小規模保育所等)	0	2	1	1	1	1
合計	130	150	165	168	172	176

【見込み量の確保のための方策等】

保育所、認定こども園、幼稚園等と連携し、着実な受け入れを図ります。

4 地域生活支援事業の見込み

本節では、活動指標のうち、地域生活支援事業の量の見込み(または実施の有無)と、事業の実施に関する考え方を示します。

◇必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民を対象にして、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
有	有	有	有	有	有

【実施のための方策等】

市内の法人と連携のうえ、一般市民、障がい当事者及びその家族、支援関係者等を対象として、障がい理解と普及啓発を目的とした講座を開催します。また、障がい者の家族を対象として、親なきあとに利用できる社会資源、将来必要となる備え等に関する講座を実施します。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

前計画の実績と本計画の見込み

令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
無	無	無	有	有	有

【実施のための方策等】

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、当事者やその家族、地域住民等が、当事者や家族・きょうだい児の交流会等のピアサポート活動、災害対策活動支援、見守り活動などの孤立防止活動、ボランティア活動、身近な地域における「心のバリアフリー」推進のための活動等を行った場合、その活動を支援する制度を立ち上げます。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やその介助・支援者などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービス利用の支援等を行う事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
①障害者相談支援事業所 数(箇所)	5	6	6	6	6	7
②基幹相談支援セン ター	無	無	無	無	有	有
③基幹相談支援センター 等機能強化事業	有	有	有	有	有	有
④住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無

【見込み量の確保及び実施のための方策等】

障がいのある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、県の相談支援従事者研修等について市内事業所に案内し、適正な障害者相談支援事業所数と、相談支援専門員の確保に努めます。また、基幹相談支援センターは、令和7年度に設置し、総合的、専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言に取り組みます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度」による支援を必要とする障がいのある人について、権利擁護のためその利用を支援し、利用の促進を図る事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (見込)
成年後見制度利用支援 事業(実利用見込み者 数)(人)	6	4	5	5	5	5

【見込み量の確保のための方策等】

制度を必要とする人が円滑に利用できるよう、相談窓口の明確化や、市で行う成年後見に関する相談会の情報提供など、広く周知を行い利用促進に努めます。

また、必要な人に対して、成年後見、保佐及び補助に関する審判の請求を市長が行い、知的障がい又は精神障がいのある方の福祉の増進を図るとともに、成年後見制度の利用が困難である

と認められる人に、成年後見制度の申し立てに要する経費や、後見人等の報酬等の一部を助成します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を育成するために、研修等を実施する事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
無	無	無	無	無	無

【実施のための方策等】

既に市社会福祉協議会や市内NPO法人が法人成年後見事業を実施しており、困難な受任事例など、必要時に市が相談に応じています。現段階では事業の実施の予定はありませんが、適任の法人が新たに現れた場合には実施を検討します。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
①手話通訳者設置事業(実 設置見込み通訳者数)(人)	0	0	0	0	0	0
②手話通訳者派遣事業(実 利用見込み者数)(人)	10	9	9	9	9	9
③要約筆記者派遣事業(実 利用見込み者数)(人)						

【見込み量の確保のための方策等】

派遣事業については、手話通訳者及び要約筆記者の登録を進めるとともに、千葉県聴覚障害者センターへの委託等により、必要なサービス量を確保します。

(7) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図る事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
① 介護・訓練支援用具	1	4	2	2	2	2
② 自立生活支援用具	7	7	6	6	6	6
③ 在宅療養等支援用具	6	7	6	6	6	6
④ 情報・意思疎通支援用具	8	4	6	6	6	6
⑤ 排せつ管理支援用具	1,234	822	1,184	1,231	1,280	1,331
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1	1	2	2	2	2
合計	1,257	845	1,206	1,253	1,302	1,353

【見込み量の確保のための方策等】

ストマ装具や紙おむつ等の排せつ管理支援用具は、ぼうこう・直腸機能に障がいのある人の増加等により、増加すると見込まれます。

日常生活用具を必要とする人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に努めます。また、排せつ管理支援用具を除き、用具の耐用年数(交換周期)は多様であり、年度ごとに必要量の変動が比較的大きくなること等に注意し、適切なニーズの把握と給付を行います。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行う事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
手話奉仕員養成研修事業 (養成講習修了見込み者数)(人)	3	4	5	5	5	5

【見込み量の確保のための方策等】

印西市及び栄町と共同で開催している養成講座を通じて奉仕員を養成していきます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進する事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
延べ利用見込み時間数 (時間/年)	5,066	4,751	5,293	5,346	5,400	5,454
実利用見込み者数 (人/年)	57	54	55	55	56	56

【見込み量の確保のための方策等】

令和2年度から令和4年度には、新型コロナウイルスの感染拡大の影響と思われる利用の減少がありました。令和5年度は実績が増加に転じる見込みです。令和6年度以降も利用は増加すると見込んでおり、必要な人が支援を受けられるよう、市内及び近隣の提供事業者と契約を締結し、サービス量を確保するとともに、利用者への情報提供に努めます。

(10) 地域活動支援センター

障がいのある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設けるための事業です。地域活動支援センターには、精神保健福祉士などの専門職を配置して、医療・福祉等関係機関との連携強化や相談事業を行うⅠ型と、雇用・就労が困難な在宅障がい者の機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供するⅡ型・Ⅲ型があります。

白井市内だけではなく、他の自治体にある地域活動支援センターに通所することもできます。

前計画の実績と本計画の見込み

事業名		令和3年度 (実績)		令和4年度 (実績)		令和5年度 (実績見込)		令和6年度 (見込)		令和7年度 (見込)		令和8年度 (見込)	
地域活動支援 センター	市内	1	55	1	55	1	43	1	55	1	55	2	65
	市外	2	12	2	13	2	13	2	14	2	15	2	15

☆「市内」は白井市内分、「市外」は他市町村分。

☆各年度左列は実施見込み箇所数、右列は利用見込み者数(人/年)

【見込み量の確保のための方策等】

市障害者地域活動支援センターの運営を継続するほか、Ⅰ型である成田地域活動支援センターに運営を委託し、市民が利用できる体制を整えます。さらに、多様な日中活動の場・障がいある方の居場所を確保するため、市地域活動支援センター運営費補助金の活用による、地域活動支援センターの増設を見込みます。市障害者地域活動支援センターは、講座内容を工夫するほ

か、パソコン講座の開催などにより、デジタルデバイドの縮小を図るよう努めます。市内及び近隣にある既存の提供事業者についての情報の把握し、情報提供していきます。

◇任意事業

(1) 日中一時支援事業

障がいのある人などの日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図る事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

区 分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用見込み 者数(人/月)	78	81	77	86	97	108

【見込み量の確保のための方策等】

令和2年度から令和5年度には、新型コロナウイルスの感染拡大の影響と思われる利用の減少傾向がありましたが、令和6年度以降は利用が増加すると見込んでいます。引き続き利用ニーズの適切な把握に努め、市内及び近隣の提供事業者と契約を締結し、必要なサービス量を確保するとともに、利用者への情報提供に努めます。

(2) 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

区 分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用見込み 者数(人/月)	4	4	3	4	4	4

【見込み量の確保のための方策等】

利用ニーズの適切な把握に努め、市内及び近隣の提供事業者と契約を締結し必要なサービス量を確保するとともに、利用者への情報提供に努めます。

(3) 自動車運転免許取得費補助事業

障がいのある人が自動車運転免許を取得するために必要な費用の一部を助成することにより、社会参加の促進を図ることを目的とする事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用見込み 者数(人/年)	0	0	1	1	1	1

【見込み量の確保のための方策等】

サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に努めます。

(4) 自動車改造費補助事業

身体に重度の障がいがある人が所有し運転する自動車のハンドルや駆動装置等の改造費の一部を助成し、自立と社会参加の促進を図ることを目的とする事業です。

前計画の実績と本計画の見込み

区分	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	令和8年度 (見込)
利用見込み 者数(人/年)	2	1	1	1	1	1

【見込み量の確保のための方策等】

サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に努めます。

◇「見込み量」・「実施見込み」一覧

■指定障害福祉サービス・相談支援の見込み

区分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
訪問系	居宅介護	594 時間/月 52 人/月	666 時間/月 58 人/月	746 時間/月 65 人/月
	重度訪問介護	1,772 時間/月 3 人/月	1,808 時間/月 3 人/月	1,844 時間/月 4 人/月
	同行援護	81 時間/月 7 人/月	81 時間/月 7 人/月	81 時間/月 7 人/月
	行動援護	571 時間/月 22 人/月	571 時間/月 22 人/月	571 時間/月 22 人/月
	重度障がい者等包括支援	90 時間/月 3 人/月	90 時間/月 3 人/月	90 時間/月 3 人/月
日中活動系	生活介護	1,812 人日/月 92 人/月	1,885 人日/月 95 人/月	1,960 人日/月 99 人/月
	自立訓練(機能訓練)	6 人日/月 1 人/月	6 人日/月 1 人/月	6 人日/月 1 人/月
	自立訓練(生活訓練)	67 人日/月 6 人/月	67 人日/月 6 人/月	67 人日/月 6 人/月
		うち精神障がい者	30 人日/月 2 人/月	30 人日/月 2 人/月
	就労選択支援	調整中		
	就労移行支援	616 人日/月 40 人/月	684 人日/月 44 人/月	759 人日/月 49 人/月
	就労継続支援(A型)	749 人日/月 39 人/月	884 人日/月 46 人/月	1,043 人日/月 54 人/月
	就労継続支援(B型)	1,595 人日/月 103 人/月	1,771 人日/月 115 人/月	1,965 人日/月 127 人/月
	就労定着支援	22 人/月	30 人/月	41 人/月
	療養介護	2 人/月	2 人/月	2 人/月
短期入所	福祉型	184 人日/月 19 人/月	219 人日/月 23 人/月	260 人日/月 27 人/月
	医療型	4 人日/月 1 人/月	4 人日/月 1 人/月	4 人日/月 1 人/月
居住系	自立生活援助	2 人/月	2 人/月	2 人/月
	うち精神障がい者	2 人/月	2 人/月	2 人/月
	共同生活援助	68 人/月	77 人/月	87 人/月
	うち精神障がい者	30 人/月	35 人/月	39 人/月
	うち重度障がい者	15 人/月	17 人/月	19 人/月

区分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
施設入所支援		23 人/月	23 人/月	22 人/月	
相 談 支 援	計画相談支援	96 人/月	112 人/月	130 人/月	
	地域相 談支援	地域移行支援	1 人/月	1 人/月	1 人/月
		うち精神障がい者	1 人/月	1 人/月	1 人/月
		地域定着支援	0 人/月	1 人/月	1 人/月
		うち精神障がい者	0 人/月	1 人/月	1 人/月

*人日/月…日利用人員×月当たりの平均利用日数=月間の延べ利用日数

■障害児通所支援等の見込み

<障害児通所支援>

区分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
日 中 活 動 系	児童発達支援	826 人日/月 116 人/月	917 人日/月 129 人/月	1,018 人日/月 143 人/月
	放課後等デイサービス	2,090 人日/月 208 人/月	2,299 人日/月 229 人/月	2,529 人日/月 252 人/月
	居宅訪問型児童発達支援	4 人日/月 1 人/月	4 人日/月 1 人/月	4 人日/月 1 人/月
	保育所等訪問支援	8 人日/月 8 人/月	8 人日/月 8 人/月	8 人日/月 8 人/月

<障害児相談支援>

区分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
相談 支援	障害児相談支援	86 人/月	90 人/月	95 人/月

<子ども・子育て支援等における障がい児受け入れ>

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
①保育所	53 人	54 人	56 人
②認定子ども園	11 人	11 人	11 人
③幼稚園	66 人	67 人	67 人
④放課後健全育成事業	37 人	39 人	41 人
⑤事業所内保育	0 人	0 人	0 人
⑥その他(小規模保育所等)	1 人	1 人	1 人

■地域生活支援事業の見込み

<必須事業分>

事業名	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	実施見込み 箇所数	実利用 見込み者数	実施見込み 箇所数	実利用 見込み者数	実施見込み 箇所数	実利用 見込み者数
(1) 理解促進研修・啓発事業		有		有		有
(2) 自発的活動支援事業		有		有		有
(3) 相談支援事業	/		/		/	
① 障害者相談支援事業所数	6箇所	/	6箇所	/	7箇所	/
② 基幹相談支援センター		無		有		有
③ 基幹相談支援センター等 機能強化事業		有		有		有
④ 住宅入居等支援事業		無		無		無
(4) 成年後見制度利用支援事業	/	5人	/	5人	/	5人
(5) 成年後見制度法人後見支援事業		無		無		無
(6) 意思疎通支援事業	/		/		/	
① 手話通訳者設置事業(実設置 見込み通訳者数)		0人		0人		0人
② 手話通訳者派遣事業(実利用 見込み者数)		9人		9人		9人
③ 要約筆記者派遣事業(実利用 見込み者数)						
(7) 日常生活用具給付等事業(件数)		1,253件		1,302件		1,353件
① 介護・訓練支援用具		2件		2件		2件
② 自立生活支援用具		6件		6件		6件
③ 在宅療養等支援用具		6件		6件		6件
④ 情報・意思疎通支援用具		6件		6件		6件
⑤ 排せつ管理支援用具		1,231件		1,280件		1,331件
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅 改修費)		2件		2件		2件
(8) 手話奉仕員養成研修事業 (養成講習実修了見込み者数)		5人		5人		5人
(9) 移動支援事業(「実施見込箇所数」欄 の数值は実利用見込み者数、「利用 見込者数」欄は延べ利用見込み時間 数)	55人	5,346 時間	56人	5,400 時間	56人	5,454 時間
(10) 地域活動支援センター(市内分)	1箇所	55人	1箇所	55人	2箇所	65人
(市外分)	2箇所	14人	2箇所	15人	2箇所	15人

<任意事業分>

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
(1) 日中一時支援事業	86 人/月	97 人/月	108 人/月
(2) 訪問入浴サービス事業	4 人/月	4 人/月	4 人/月
(3) 自動車運転免許取得費補助事業	1 人	1 人	1 人
(4) 自動車改造費補助事業	1 人	1 人	1 人

第 3 章 分野別の活動指標

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数		2回	2回	2回
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数		16 人	17 人	18 人
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者	保健	2 人	2 人	2 人
	医療（精神科）	6 人	6 人	6 人
	医療（精神科以外）	0 人	0 人	1 人
	福祉	7 人	7 人	7 人
	介護	1 人	1 人	1 人
	当事者	0 人	1 人	1 人
	家族等	2 人	2 人	2 人
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		1回	1回	1回

■地域生活支援の充実

項目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
コーディネーターの配置人数	0 人	1 人	1 人
地域生活支援拠点運用状況の検証及び検討の実施回数	1 回	1 回	1 回

■障がい児支援の提供体制の整備等

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1 人	1 人	1 人
ペアレントトレーニング・プログラム受講者数	6 人	6 人	8 人
ペアレントメンターの人数	1 人	1 人	1 人
ピアサポートの活動への参加人数	1 人	1 人	1 人

■相談支援体制の充実・強化等

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	30 件	75 件	75 件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1 回	2 回	2 回
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2 回	5 回	5 回
主任相談支援専門員の配置人数(新規)	0 人	1 人	1 人

■障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市職員に対して実施する研修の参加人数	2 人	2 人	2 人
障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	1 回	1 回	1 回